

(4) 答弁書

ア. 様式

審判手続の様式に準じて記載してください（特施規 § 47①様式 63）。

<例>

判 定 請 求 答 弁 書		(令和 年 月 日)
特許庁審判長 ○○○○殿		
1	事件の番号	令和○○年判定請求第○○○○○○号 特許第○○○○○○号判定請求事件
2	被請求人	
	住所（居所）	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	ファクシミリ番号	○○○-○○○-○○○○
	氏名（名称）	○○ ○○
3	被請求人代理人	
	（識別番号	○○○○○○○○○○）
	住所	東京都○○区○○町○丁目○番○号
	電話	03-○○○○-○○○○
	ファクシミリ	03-○○○○-○○○○
	氏名（名称）	弁理士 ○○ ○○ 印
4	請求人	
	住所（居所）	○○県○○市○○町○丁目○番○号
	氏名（名称）	株式会社○○
5	請求人代理人	

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名（名称） 弁理士 〇〇 〇〇

6 答弁の趣旨

イ号図面並びにその説明書に示す△△△△は、特許第〇〇〇〇〇〇号発明の技術的範囲に属する（属しない）、との判定を求める。

7 答弁の理由

8 証拠方法

9 添付書類の目録

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 判定答弁書 | 副本 2 通 |
| ② 乙第 1 号証 | 正本 1 通
副本 2 通 |
| ③ 委任状 | 1 通 |

イ. 答弁書作成時の注意事項

（ア）答弁の理由

「答弁の理由」欄には、「属する（属しない）」と主張する根拠、請求人の主張に対する反論を記載します。請求人のそれぞれの主張に対する反論がないときは、その主張を認めたとされることがあります。

（イ）権利自体の無効等を主張しない

判定請求の途中で、登録された権利が無効・取消事由を有するとの主張は判断されません。必要であれば、無効審判、取消審判を別途請求してください。

（ウ）証拠と理由を示して主張

請求人が特許について均等を主張している場合において、イ号物件が、均等物でないことを示すために、出願時における公知技術と同一又は当業者が容易に推考することができたものであることを主張する際は、その証拠（書証には乙第〇号証等と表示）及び理由を示すこと（無効理由、異議申立理由と同様に記載、対比表も添付）が必要です。

（エ）判定対象は、提示されているイ号そのもの

被請求人が、判定の対象となっている権利が、イ号物件と関連がないと主

張する場合であっても、判定請求はそれを理由としては却下されません。すなわち、判定の対象物はいくまでもイ号ですから、イ号物件が権利範囲に属するか否かの判定が示されます。